

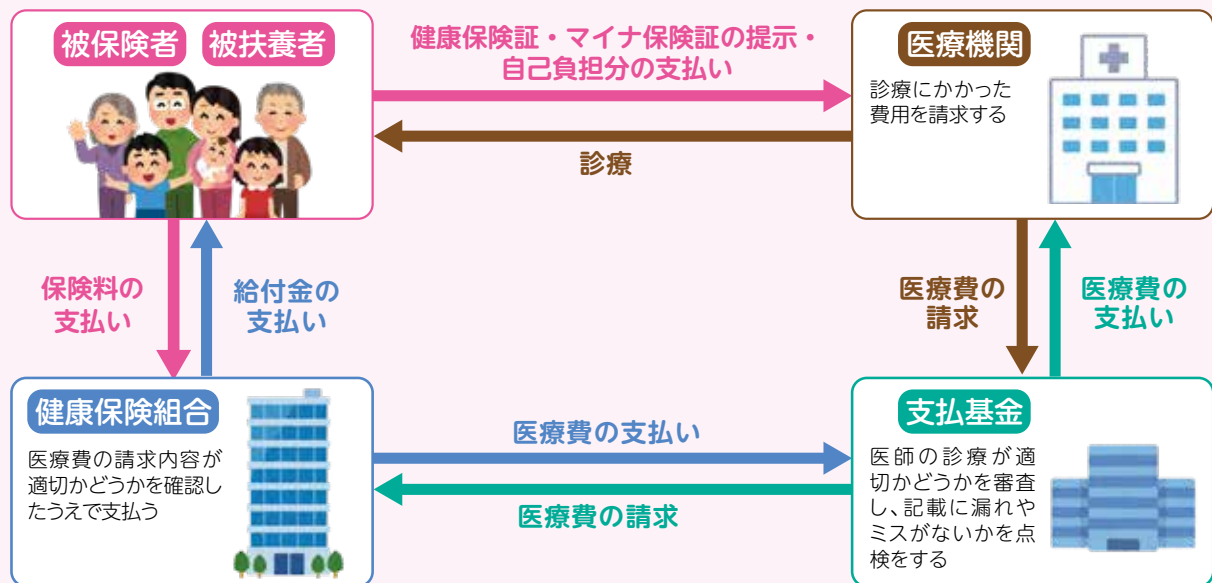


医療費支払いの仕組みについて



健康保険証・マイナ保険証を提示して医療機関を受診したときは、受診者は健康保険法で定められている自己負担額(医療費の2割～3割)を窓口で支払います。では、残りの医療費(7割～8割)はどのような流れで支払われるのでしょうか。

医療費等の仕組み



医療機関は1カ月分(1日～末日)の医療費を取りまとめ、診療報酬明細書(レセプト)を作成します。そのレセプトを、審査および支払いを行う「社会保険診療報酬支払基金」(支払基金)へ自己負担分以外の医療費を請求します。

支払基金では、レセプトの内容が適正であるか審査し、医療機関から請求された医療費の支払い、健保組合ごとに取りまとめた医療費を各健保組合へ請求します。

支払基金の審査を経たレセプトは受診した月から2カ月後、健保組合に到着します。**健保組合**では医療費の支払いやレセプトの内容点検、被保険者へ支払うための保険給付金(高額療養費や付加金)の決定を行います。

一部負担金について

被保険者や被扶養者が健康保険証・マイナ保険証を提示して医療機関を受診したときは、医療費の自己負担分(2割または3割)を医療機関へ支払います。一部負担金の割合は法律により定められており、年齢によって異なります。

自己負担割合		
義務教育就学前		2割
義務教育就学～70歳未満		3割
70歳以上75歳未満	現役並み所得者	3割
	一般所得者	2割

1年間(1月～12月)に支払った医療費等が一定額を超えたときは、確定申告により所得税の一部が還付される医療費控除が受けられますが、確定申告書類には支払った医療費等を記載する必要があるため医療機関から受け取った領収書は大切に保管しておきましょう。